平成２１年（フ）第６５２号
長崎県長崎市川平町317番地３
破産者　岩永　忠司
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
盛岡市松園１丁目13番16号、申立時の住所盛岡市中ノ橋通１丁目12番１―801号
破産者　岩﨑　俊一
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５０２号
岩手県岩手郡雫石町名子32番地
破産者　柳屋　正栄
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５号
秋田県北秋田市阿仁銀山字上新町82番地
破産者　高嶋　　節
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２８６号
川崎市川崎区四谷下町11番10号　和泉コーポ304、住民票上の住所川崎市川崎区四谷下町９番11号　102
破産者　滝浪　博史
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
金沢市桜田町１丁目127番地　メゾンディアマンテ101、従前の住所石川県七尾市本府中町チ部22番地８
破産者　河田　　實
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
静岡県富士宮市小泉1473番地の３　エミネンス201、前住所愛知県名古屋市西区幅下１丁目１番15号　ＡＮＮＥＸ冨田708号、前々住所愛媛県松山市山越２丁目１番35号　1301号、前々々住所愛媛県松山市宮西１丁目６番12号　302号
破産者　諸江　知史
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２０４３号
愛知県東海市名和町東三宅山32番地の４
破産者　橋國　秀樹
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８７号
名古屋市瑞穂区北原町３丁目11番地　三旺マンション瑞穂北原302号
破産者　宮本　一美
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２４７号
名古屋市昭和区川名町３丁目３番地　メゾン旭２Ｃ号、開始決定時の住所名古屋市名東区香流３丁目607番地　東美荘10号
破産者　鬼頭商店こと　鬼頭　保夫
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１０号
名古屋市守山区小幡５丁目14番18号　アールズコート喜多山３－Ｅ号
破産者　松浦　哲美
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５１号
大阪府東大阪市西堤本通西３丁目１番26号　シャルムメゾン大和302号
破産者　株木　仁美（旧姓森）
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１号
大阪府吹田市江の木町13番１―202、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘１丁目３番13号
破産者　井口　邦子
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１２号
大阪府寝屋川市寿町45番15号
破産者　宮田　　聡
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６２号
大阪府八尾市東太子１丁目１番24号
破産者　田中　利和
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１５号
大阪府東大阪市喜里川町５番４号
破産者　前川　勝彦
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９８号
大阪市此花区春日出中２丁目８番10号　第６向和マンション641号
破産者　中田住設こと　中田　勝人
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１４１号
神戸市灘区桜ケ丘町３番18―403号、前住所大阪市中央区南久宝寺町３丁目３番３号
破産者　小畑　陽介
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部